

| | |
|------------------|---|
| Title | 慶應義塾大学藝術学会規約 |
| Sub Title | |
| Author | |
| Publisher | 慶應義塾大学藝術学会 |
| Publication year | 1993 |
| Jtitle | 藝文研究 (The geibun-kenkyu : journal of arts and letters). Vol.63, (1993. 3) |
| JaLC DOI | |
| Abstract | |
| Notes | 松原秀一教授退任記念論文集 |
| Genre | |
| URL | https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00072643-00630001-0361 |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

慶應義塾大學藝文學會規約

第一章 総 條 則

- 第一条 本學會は「慶應義塾大學藝文學會」と稱する。
- 第二条 本學會は、文學、言語、芸術の研究を目的とする。
- 第三条 本學會の事務所は東京都港区三田二ノ一五ノ四五慶應義塾大學文學部文学科研究室に置く。
- 第四条 本學會は第二条に定められた目的を達成するために左の事業を行う。
- 一、会員の學術研究を助成する事業。
- 二、会員の學術研究を發表する事業。
- A、機関誌『藝文研究』の發行。
- B、學術研究發表会の開催。
- 三、その他本學會の目的を達成するに必要な事業。

- 第五条 本學會は慶應義塾大學藝文學會の教授、助教授、講師、助手及び入会を希望する卒業者、並びに会員二名以上の推薦により委員会の承認を得た者を以て会員とする。

- 第六条 会員はその研究を機関誌『藝文研究』及び本學會學術發表会で發表することが出来る。

- 第七条 会費は別に定めるところに従う。

- 第八条 本學會に左の役員を置く。

- 一、委員長 一名。

- 二、委員 若干名。

- A、會計監査 二名。

- B、學術研究發表会の開催。

- C、その他の本學會の目的を達成するに必要な事業。

- 第二章 会 員

- 第五条 本學會は慶應義塾大學藝文學會の教授、助教授、講師、

- 助手及び入会を希望する卒業者、並びに会員二名以上の

- 推薦により委員会の承認を得た者を以て会員とする。

- 第六条 会員はその研究を機関誌『藝文研究』及び本學會學術發

- 表會で發表することが出来る。

- 第七条 会費は別に定めるところに従う。

- 第八条 本學會に左の役員を置く。

- 一、委員長 一名。

- 第九条 委員及び會計監査は会員の選挙によつて慶應義塾大學藝文學會の在職者の中から選ばれる。

- 第十条 委員長は委員の互選によつて選ばれる。

- 第十二条 委員長は委員中から会計、編集その他の専門委員を指名することがある。委員は委員長を補佐して会務を執る。

- 第十三条 會計監査は學會會計の監査を行う。

- 第十四条 各委員の任期は二ヵ年とする。但し重任を妨げない。

- 第十五条 総会は委員長がこれを招集し、会員過半数の出席によつて成立する。議事の決定は多數決による。

- 第十六条 総会は毎年一回開催し、役員の改選、会務報告等を行ふ。

- 第十七条 総会は隨時これを開く。

- 第十八条 本學會は慶應義塾大學藝文學會の教授、助教授、講師、

- 助手及び入会を希望する卒業者、並びに会員二名以上の

- 推薦により委員会の承認を得た者を以て会員とする。

- 第十九条 会員はその研究を機関誌『藝文研究』及び本學會學術發

- 表會で發表することが出来る。

- 第二十条 会員は別に定めるところに従う。

- 第二十一条 本學會は慶應義塾大學藝文學會の教授、助教授、講師、

- 助手及び入会を希望する卒業者、並びに会員二名以上の

- 推薦により委員会の承認を得た者を以て会員とする。

- 第二十二条 会員はその研究を機関誌『藝文研究』及び本學會學術發

- 表會で發表することが出来る。

- 第二十三条 会員は別に定めるところに従う。

- 第二十四条 本學會は總會と委員會とを開く。

- 第二十五条 総會は總會と委員會とを開く。

- 第二十六条 総會は總會と委員會とを開く。

- 第二十七条 総會は總會と委員會とを開く。

- 第二十八条 総會は總會と委員會とを開く。

- 第二十九条 総會は總會と委員會とを開く。

- 第三十条 総會は總會と委員會とを開く。

- 第三十一条 総會は總會と委員會とを開く。

- 第三十二条 総會は總會と委員會とを開く。

- 第三十三条 総會は總會と委員會とを開く。

- 第三十四条 総會は總會と委員會とを開く。

- 第三十五条 総會は總會と委員會とを開く。

- 第三十六条 総會は總會と委員會とを開く。

- 第三十七条 総會は總會と委員會とを開く。

- 第三十八条 総會は總會と委員會とを開く。

- 第三十九条 総會は總會と委員會とを開く。

- 第四十条 総會は總會と委員會とを開く。

- 第四十一条 総會は總會と委員會とを開く。

- 第四十二条 総會は總會と委員會とを開く。

- 第四十三条 総會は總會と委員會とを開く。

- 第四十四条 総會は總會と委員會とを開く。